

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十二年四月三十日  
水曜日  
外

本報ノ大キサハ國定規格5A列

◇鳥取縣告示第六十一號

昭和二十二年春期鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術、理髮試験を次のように施行する。

昭和二十二年四月三十日

鳥取縣知事 西尾 愛治

種別	日	時	場所
鍼術、灸術、按摩術、マツサージ術學說試験	昭和二十二年五月二十七日	午前九時	鳥取市場所町
同 實地試験	同	二十八日同	鳥取縣立盲聾啞學校
理髮(頭髮を剃剪)	同	二十九日同	
同 理髮(結髮)	同	三十日同	
同 理髮(電髮)	同		
同 實地試験	同		

志願者は昭和二十二年五月十日迄に、願書に履歷書(自筆) 摩術、マツサージ術は八圓)を添付し鳥取縣教育民生部衛生課に直接提出(理髮試験出願者は所轄警察署経由)の上、  
 修業證明書、戸籍謄本若しくは戸籍抄本、寫真二葉(最近撮影したる半身無裱紙)手数料(理髮は冷間、鍼術、灸術、按摩術、灸術、按摩術、マツサージ術は八圓)を添付し鳥取縣教育民生部衛生課に直接提出(理髮試験出願者は所轄警察署経由)の上、  
 願書に履歷書(自筆) 摩術、マツサージ術は八圓)を添付し鳥取縣教育民生部衛生課に直接提出(理髮試験出願者は所轄警察署経由)の上、  
 願書に履歷書(自筆) 摩術、マツサージ術は八圓)を添付し鳥取縣教育民生部衛生課に直接提出(理髮試験出願者は所轄警察署経由)の上、

◇鳥取縣告示第百六十二號  
産婆名簿より次の者を取消した。

昭和二十二年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
本籍地 鳥取市上町一三八  
開業地 鳥取市中町二一

昭和十八年九月十日死亡の旨届出義務者中谷正太郎より昭和二十二年四月十二日附届出たので昭和二十二年四月十九日産婆名簿より取消す

中 谷 と み  
明治二十三年七月十五日生

◇鳥取縣告示第百六十三號

農地調整法第十七條の規定による證票を昭和二十二年四月十日附をもつて次のように交付した。

昭和二十二年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

番 號 官 職 氏 名

第二十九號	地方事務官	西 尾 律 實
第三十號	地方技官	福 田 耕 藏
第三十一號	地方事務官	小 倉 俊 男
第三十二號	同	松 原 登
第三十三號	同	各 務 徹
第三十四號	同	岡 田 達 雄
第三十五號	同	西 田 壽 幸
第三十六號	同	筒 井 勳
第三十七號	地方技官	本 城 芳 春
第三十八號	同	中 島 實
第三十九號	同	鳥 飼 俊 治
第四十號	同	桐 林 正 男
第四十一號	同	手 島 武 治
第四十二號	同	熊 谷 義 男

◇鳥取縣告示第百六十四號

物價統制令第四條の規定により入浴最高料金を次の通り指定する。

昭和二十二年一月鳥取縣告示第二十九號(入浴最高料金を指  
定の件)は之を廢止する。

昭和二十二年四月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

入浴最高料金を

區 分 鳥取市、米子市 其他  
倉吉町、境町 の町村

大人(十四才以上) 一人一回につき 一圓二〇 一圓〇〇  
小人(十三才以下) 一人一回につき 六〇 五〇

(一) 本表の年令は數へ年による。

(二) 藥湯といえども本表料金の範圍内とする。

(三) 温泉入浴最高料金は左により右表料金は適用しない。

大人(十四才以上) 一人一回につき 七〇錢

小人(十三才以下) 一人一回につき 三〇錢

(四) 數え年十四才以上の女にして浴場内で洗髪を爲すものにたいしては洗髪料として一回につき一圓二十錢以内を右表料金に加算することが出来る。

彙 報

發士第五〇號

昭和二十二年四月三十日

鳥取縣 土木部長
同 内務部長
同 教育民生部長
同 經濟部長
同 警察部長
同 農地部長

地方事務所長殿

警察署長殿

土木出張所長殿

市町村長殿

各學校長殿

道路愛護運動實施について

管下の國府縣道を整備する爲、引紙道路愛護運動實施要綱によつて來る五月五日縣下一齊に道路愛護運動を展開することになつたから、各々關係各方面と連絡協同して實施細目を樹立し、これが實施に當り本運動の目的を達

成するよう格段の努力を煩わしたい。

道路愛護運動實施要綱

一、主旨

管下の國府縣道の現況は著しく荒廢して居り經濟再建の促進並びに民生の安定に及ぼす影響は頗る大きい。依つて速かに之が整備を圖り、その維持管理を全うする必要がある、今回其の計畫の一端として廣く縣民に呼びかけ、道路愛護に對する理解と自主的協力を得る爲本運動を展開して所期の目的を達成せんとするものである。

二期 日 五月五日(雨天の場合は無期延期)

三、實施要領

(一)縣

- イ、五月五日知事又は土木部長の「道路愛護運動に「SC」の談話を鳥取放送局より發表。
- ロ、當日は知事以下六部長は縣下一圓を手分けして視察し關係方面に感謝並に激勵する。
- ハ、縣を單位とする自動車、荷馬車等の運輸業者及

び土木請負業者の組合又は団体の代表者と折衝し、當日無料にて道路補修材料運搬の援助を求めらる。

ニ、土木部は勿論各部に屬する自動車と雖も當日は出來得る限り材料運搬に参加すること。

ホ、當日土木部各課は分擔を定め、各方面に出張し指導獎勵に努める。

(二)土木出張所

- イ、管内地方事務所長、警察署長、市町村長、中等學校長、中學校長、青年學校長及び小學校長並びに縣の「ハ項」の地方代表者又は關係者に實施計畫を示し、打合せ協議を行うこと。
- ロ、豫め管内の貨物自動車、荷馬車の實態を調査し、補修材料を運搬計畫を樹て、關係方面と交渉し運動實施に協力を乞ふこと。
- ハ、市町村の實地計畫については左記により指導し、各地方の事前に應じ工夫を凝すこと。
- (1) 市町村内の國府縣道を損傷の程度、交通量の多寡により適宜に區分し、作業の種類を豫め指

示し、各關係団体の受持區域を定め作業計畫を樹てさせること。

- (2) 市町村に對しては回覽板、揭示等により生徒、青年團員に對しては學校長又は團長より夫々主旨を徹底せしめる。

此の場合の主旨としては次の点をよく理解する様配慮されたい。

- 道路は再建日本の基盤となるものであり且つ「街の鏡」である。道路は日常生活に密接なる關係があり、直接間接を問はずその良否については常に關心を持たなければならぬこと。
- 國府縣道は縣が管理し維持するのが當然ではあるが、縣のみに任すことなく我等の道路であつてお互に利用するのであるから、市町村道や里道と同じく今まで年中行事として行はれて居る路普請をするのと同様の氣持で愛護の氣持を喚び起すこと。

○鳥取縣の道路は戰時中より引きつゞき、又降雪

等の爲著しく荒廢して居て到底縣のみの力では急速に整備出來ない状態にあるので、一般縣民に援助を求めることになつたこと。

○生徒、團員に對しては地方自治が確立された今日、公共物と自治との關係を説き、道路愛護に参加することによつて實際教育による民主的精神の涵養に資する様に計はれたこと。

以上

官廳事項

昭和二十一年勅令第三百一十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する件) (昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十二年三月十三日以降に於ける本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。

記

一、宣傳用出版物沒收の件

(昭和二十二年三月二十四日付官報参照)